**（２）-２ 用途チェックリスト**

|  |  |
| --- | --- |
| 起票  部門長 | 起票部門 担当者 |
| 年 月 日 | 年 月 日 |

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。

その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・

記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者から連絡を受けたかについても確認すること。（どちらかに○をつけること）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | | はい・いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用 若しくは貯蔵 | | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵 | | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | | はい・いいえ |
| 別  表  行  為 | 1. 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| ②核融合に関する研究 | はい・いいえ |
| * 1. 原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 1. 重水の製造 | はい・いいえ |
| 1. 核燃料物質の加工 | はい・いいえ |
| 1. 核燃料物質の再処理 | はい・いいえ |
| ⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる 行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて  行うことが明らかなもの  ａ　化学物質の開発若しくは製造  　ｂ　微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵  　ｃ　ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵  　ｄ　宇宙に関する研究 | はい・いいえ |
| 輸出令別表第３の２地域向けの場合で通常兵器の開発、製造若しくは使用 | | はい・いいえ |

「はい」が一つでもあった場合は、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、管理責任者に連絡し審査票及びチェックリストを提出すること。